

第十七号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

六 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

い、成二十五年法律第二十七号の改正により、同法別表第二が廃止されることに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。